

医療通訳サポーター制度運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は佐賀県内の病院やクリニック、保健機関等（以下、「医療・保健機関等」という。）に医療通訳サポーターを派遣することにより、日本語の困難な県内外国人住民を支援することで、医療・保健サービスの円滑化を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 公益財団法人佐賀県国際交流協会（以下、「協会」という。）が、佐賀県及び県内関係機関と協力し、本事業を実施する。

(募集・登録)

第3条 医療通訳サポーターの募集は、協会が行い、次の者の中から登録する。

- (1) 協会が主催している医療通訳サポーター養成講座を修了し、登録試験の結果、協会が医療通訳サポーターとして認定した者
 - (2) 20歳以上で、日本語及び外国語を話し、医療通訳サポーターとしてふさわしい活動ができると協会が判断した者
- 2 登録期間は、登録日から、登録者から登録抹消の申し出のある日までとする。
- 3 医療通訳サポーターとして登録した者は、活動に必要な知識や技術の向上に常に努めることとする。

(登録解除)

第4条 医療通訳サポーターが、活動において他者に著しく損害を与えたり、迷惑をかけた場合は、その登録を解除することができる。

(派遣および報告)

第5条 協会は、医療通訳サポーターの派遣依頼があった場合は、当該依頼内容を審査し、次の各号に該当するなど派遣が必要と認められる場合は、登録済みの医療通訳サポーターの中から適当な者を派遣するように努める。ただし、依頼者の希望に沿う医療通訳サポーターがいない場合は、その旨を速やかに連絡するものとする。

- (1) 受診する医療機関が決まっており、予約もしくは受診日時が決まっている場合
- (2) 事前に受診内容が分かっている場合
- (3) 派遣先に該当する言語で対応できる医師、看護師又は職員がいない又は居ても対応できない場合
- (4) 電話通訳では対応が不十分と思われる場合
- (5) その他、前各号に準ずる程度の派遣を認めるに値する事由がある場合

- 2 派遣を希望する医療・保健機関、外国人住民本人（代理人を含む）は、原則として、派遣希望日の1週間前までに医療通訳サポーター派遣依頼書（様式第1号）文書又はメールにより協会に依頼する。

- 3 派遣時間は、原則として、協会開所日の月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの間とする。また1回の活動時間は、原則として3時間以内とする。
- 4 派遣は、次の各号の利用条件に同意をした医療機関、患者に対してのみ派遣する。
 - (1) 医療通訳サポーターは、医療通訳サポーター派遣依頼書(様式1)に記載されている内容以外のことは基本的に行わず、現場での新たな依頼には対応しない。
 - (2) 医療通訳に関し、依頼者または相手方に万が一不利益や損害が生じたとしても、(公財)佐賀県国際交流協会および医療通訳サポーターは、法的責任を一切負わない。
 - (3) 待ち合わせ時間を30分過ぎても、依頼者または相手方が現れない場合は、依頼受理を取り消す。
- 5 医療通訳サポーターは、活動終了後、医療通訳サポーターの活動報告書(様式第2号)を作成し、速やかに協会に報告する。

(謝金の支給)

- 第6条 協会は医療通訳サポーターから活動報告書を受領した後、速やかに医療通訳サポーターに謝金を支払わなければならない。
- 2 医療通訳サポーターへの謝金の額は、原則として、1回あたり3,600円(3時間を超える場合は、1時間超過するごとに1,200円を加えた額)とし、また佐賀県の旅費規程に準じて別途旅費を支払う。
 - 3 待ち合わせの時間を30分過ぎて依頼者または相手方が現れない場合は、医療通訳サポーターに対し、謝金の3分の1にあたる1,200円および交通費を支弁する。

(守秘義務)

- 第7条 医療通訳サポーターは、活動を通じて知り得た個人情報・秘密を他にもらしてはいけない。また、医療通訳サポーターは登録抹消後も、同様に守秘義務を負うものとする。
- 2 協会は医療通訳サポーターの派遣を実施する上で、知り得た情報は厳正に管理し、第1条の目的以外に使用しないものとする。

(保険)

- 第8条 医療通訳サポーターの活動中の事故については、協会が適宜、利用可能なボランティア活動保険に加入・適用することにより対応することとする。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関する必要な事項は別に定める。

附則

この改正による実施要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正による実施要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この改正による実施要項は、平成30年5月1日から施行する。